

医療相談室だより

新型コロナウイルス感染予防対策にご協力いただきありがとうございます。面会制限など重要なお知らせについて病院ホームページでもご案内しておりますのでご確認ください。

令和4年 2月 (No. 360)
令和4年 2月 1日発行



医療費控除について

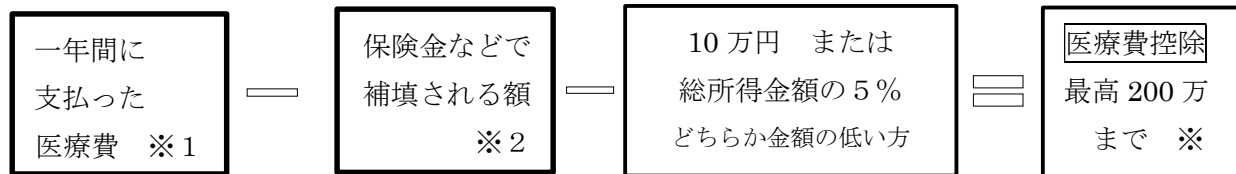
1月1日から12月31日までの間に医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

対象となる医療費には、病院、診療所などでの入院費・食費及び通院費、介護老人保健施設、介護医療院などが含まれます。詳細は国税庁のホームページ等をご確認ください。

○医療費控除の対象となる医療費の要件

- 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります）。

○対象となる金額



※1 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりで、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類又はその主治医意見書の写しの添付又は提示でも差し支えありません。

(八王子市の場合：要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類は、本庁の介護保険課で発行されます。該当されるかどうかについてを事前にお電話で確認されたうえで、来庁される方ご本人確認ができるものをご持参の上で、お申し込みください。)

※2 生命保険契約などで支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などが対象です。保険金などで補てんされる金額は、給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

※3 その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額になります。

市民向け認知症講演会のお知らせ

平川病院では、東京都からの指定を受け、認知症疾患医療センターを運営し、認知症の相談・診断・普及啓発のための研修会を行っております。その一環として以下の通り、令和3年度『南多摩医療圏 市民向け認知症講演会』を開催します。

【日時】2022年2月26日(土) 14:00~16:00

【参加費】無料

【対象者】南多摩医療圏の介護家族者をはじめとした一般市民の方(定員:100名)

【会場】オンライン(zoom ウェビナー)

【申し込み】

下記URLをアドレスバーに入力、またはQRコードを読み取り、参加申込フォームに必要事項をご記載の上、ご送信ください。

URL:<https://forms.gle/YUsGFwKdsuHq7uA69>



【応募締め切り】2月14日(月)

締切日以降でもお申込みいただけます。下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】平川病院 医療相談科 椎名・下山

【プログラム】

第一部「認知症と歯科—認知症になる前にすること、なったらすること—」

菊谷 武 先生(日本歯科大学 教授/日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック院長)

第二部「認知症の方への摂食嚥下支援の実際」

石山 寿子 先生(国際医療福祉大学 成田保健医療学部 言語聴覚学科 准教授)

相談室より



ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、毎週土曜日には当番者の出勤があります。ご用のある方は事前に、ご連絡いただくようよろしくお願いいたします。

2月19日 下山
2月26日
木村 市川佳奈 鈴木
菊谷 市川浩之 石川
3月5日 木村
3月12日 下山

病院ホームページもご覧ください

東京都八王子市美山町1076
医療法人社団 光生会 平川病院
院長 平川 淳一
電話 042(651)3131

医療相談科
荻生 木村 下山 市川佳奈
鈴木 石川 菊谷 市川浩之
椎名 石橋

